

令和7年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和7年11月14日（金）10:00～12:00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り

12名/15名 出席により会議成立

議事録：議題イについては原案により承認

会議次第：

1 開会 (司会：食と暮らしの安全推進課 前場総括)

2 挨拶 (挨拶：環境生活部 末永部長)

3 議事 (議長：西川会長)

(1) 議題

イ 食の安全安心確保推進基本計画（第5期）（最終案）について (資料1)

・第5期基本計画（中間案）に対するパブリックコメントと県の考え方について (資料2)

・基本計画の策定と効果的な進行管理について (資料3)

(説明：食と暮らしの安全推進課 梶原課長)

(2) 答申

(3) 報告

食品に係る放射性物質検査結果について (資料4)

(説明：食と暮らしの安全推進課 中田技術副参事)

(4) その他

4 閉会

発言録：

(開会)

定刻になりましたので、ただ今より、令和7年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして、宮城県環境生活部長 末永より御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

本日は、お忙しいところ「第3回みやぎ食の安全安心推進会議」に御出席いただきありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より、本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

今年の2月以降、計4回にわたり、基本計画の策定について御審議いただき誠にありがとうございます。

本日の会議では、食の安全安心推進基本計画（第5期）（最終案）の御審議と答申を予定しております。

また、第5期基本計画（最終案）の説明に併せ、9月から10月にかけて実施したパブリックコメントでいただいた御意見に対する県の考え方や、前回の推進会議で皆様から問題提起いただいた「基本計画の策定と効果的な進行管理」に関する検討案についても説明させていただきます。

第5期基本計画に加え、今後の施策の進め方など、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

(会議成立報告)

本日の会議は12名の委員にご出席をいたしております。みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(資料確認)

議事に入る前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。

資料1は食の安全安心推進基本計画（第5期）（最終案）でございます。

資料2は第5期基本計画中間案に対するパブリックコメントとの考え方

資料3は基本計画の策定と効果的な進行管理について

資料4は食品に係る放射性物質検査結果となります。

全てお揃いででしょうか。

それでは議事に入ります。当会議は情報公開条例第19条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長、よろしくお願ひいたします。

(議事進行) 西川会長

皆様、おはようございます。本日は、第3回食の安全安心推進会議を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の会議につきましては、先ほど部長からもご説明がありましたとおり、食の安全安心推進基本計画（第5期）の最終案についてご審議いただきます。これまで、パブリックコメント等により多くのご意見を頂戴しておりますので、それらを踏まえた審議となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず当会の構成について申し上げます。当会は、消費者、事業者、生産者代表、さらに学識経験者により構成されております。それぞれのお立場から貴重なご意見を幅広く頂戴する場となっておりますので、忌憚のないご意見を賜りますとともに、円滑な議事進行へのご協力をお願い申し上げます。

続きまして、議事の一に入ります。食の安全安心推進基本計画（第5期）の最終案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（食と暮らしの安全推進課）

食と暮らしの安全推進課長の梶原でございます。着座にて説明させていただきます。

資料1から資料3まで、合わせて説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、食の安全安心推進基本計画（第5期）でございます。前回8月1日に行われました第2回推進会議の際に、ご承認いただきました中間案につきましては、9月24日に行われました宮城県議会環境福祉委員会において報告を行いました。環境福祉委員会では、特段の修正意見、あるいは指摘等はございませんでした。また、9月19日から10月17日にかけまして、中間案に対するパブリックコメントを実施いたしました。こちらについては後ほどご説明いたしますが、いただいた意見に関しましては、第5期基本計画において、各施策を推進していく際の視点、あるいは進め方に関する要望などでございまして、基本計画そのものに対する修正意見ではございませんでした。以上のことから、今回お示ししている最終案は、一部体裁の変更あるいは誤字修正を行ってございますが、中間案と同様の内容でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に資料2をご覧ください。こちらは、中間案に対するパブリックコメントでいただいたご意見、それに対する県の考え方を記載しております。2団体から計20件のご意見をいただきました。内容が重複している部分がございますので、1から10までの10件をご説明いたします。

1項目は、第4期までに増えた施策を整理統合し、分かりやすく整理するとした反面、各種計画の施策の狭間に必要となる施策が抜け落ちることのないように、隙間事案への対応方法など、部局間の連携した取り組みを重視していただきたいというご意見でした。県といたしましては、基本計画において、各種計画の狭間に必要となる施策が抜け落ちることがないよう、引き続き部局間での連携の強化にしっかりと取り組んでまいります。

2項目は、一方的な情報提供では相互理解は難しいと思われる。未知のリスクに対しても計画に明確に盛り込み、対策を進めることが必要。既存の枠組みや各分野での安全性確保への強い関心への対策も必要。消費者の意見や不安を正確に把握し、政策に反映していくことを求めるというご意見でございました。県といたしましては、第5期基本計画において、毎年度実施する県民アンケートなどによりまして、消費者のご意見や不安を適切に把握するとともに、未知なるリスクに迅速に対応するための管理体制の維持に努めてまいります。

3ページ目をご覧ください。3項目でございます。GAPやHACCPの普及に関し、取り組もうにも取り組めない事由を精査し、人的支援や相談の窓口を増やすなど、取り組む環境の整備を再考する必要がある。消費者や事業者がGAPやHACCPを理解し、それに取り組む生産者や事業者を応援できる体制作りが必要と考えるというご意見でした。県といたしましては、GAPやHACCPのさらなる普及については、消費者への認知度向上が重要であると認識しておりますので、引き続き普及啓発に取り組みますとともに、事業者への導入促進に努めてまいります。

4件目は、農薬肥料の多くを海外に依存している現状では、品質と安全性の確保が重要である。一方、近年の気候変動への対策や資材高騰対策としての生産性向上も必要で、指導検査だけではなく、肥料の改善、改良も大切になる。SDGsの観点から、地域循環を目指す動きに対応した食料生産システムの実践も必要といった意見でございました。農産物生産における気候変動対策、資材高騰対策、生産性向上につきましては、大変重要な視点でございますので、担当部局において適切に実施されるよう、情報共有を図ってまいります。

5件目は、食品ロス削減については、事業者だけでなく消費者自身の行動変容を促すことが前提である。フードバンク団体への食品提供を促す仕組みの構築や、フードバンク団体の体制強化に対する支援も課題である。SDGsの観点から重要であり、持ち帰り商品が増えた際の事業者側の体制の他、消費者の注意などを明確にすることが大切であるというご意見でした。食品ロス削減に向けた取り組みにつきましても、大変重要な事項でございますので、当部局において適切に実施されるよう、しっかりと情報共有を図ってまいります。

6件目は、県内に流通する食品の規格基準や食品表示の適正については、食品表示ウォッチャーによる調査や寄せられる情報が重要で、それに基づいた監視指導を行ってほしい。法律等の改正時には研修の機会を増やし、食品表示ウォッチャーの他、県民への参加を呼びかけることが大切であり、行政、事業者、消費者間でのリスクコミュニケーションが一層求められるというご意見でした。食品表示ウォッチャーにつきましては、正確な情報をより迅速に収集できるよう制度を見直しつつ、引き続き実施してまいります。また、法改正などの際には適切に研修会を開催するなど、県民の皆様に正しい知識を身につけていただけるよう啓発を図ってまいります。

3ページをご覧ください。7件目でございます。食への安心感、信頼感を得るために、様々な情報発信と情報収集の相互連携が必要であるというご意見でした。県といたしましては、第5期基本計画においては、生産者、食品関連事業者、県民が相互に情報共有できる環境作りが重要と認識しており、情報収集や情報発信を積極的に実施してまいります。

8件目は、若年層や外国人客への情報発信は重要課題で、発信場所や発信形態など多様な広報媒体の活用が必要と思う。幅広い世代からの意見を収集するため、アンケートと協力先や大学との連携を考えて欲しいというご意見でした。県といたしましては、食の安心の確保のためには、幅広い方からの情報収集と情報発信が重要と認識しており、情報収集にはポケットサインを活用し、より多くの意見を把握するとともに、県のホームページあるいはSNSなどを活用するなど、幅広い媒体により情報発信してまいります。また、若年層に対するアプローチとして、県内大学との連携を推進してまいります。

9件目は、安心の確保に関する施策の数値目標において、基準値や目標値の数値化は難しいかもしれないが、どの程度の進捗を目指すのかを明確にすることで、問題点が明らかになると思いますというご意見でございました。食の安心に関する考え方にはらつきがあるということで、県民意見やニーズの把握において、進捗状況等の数値の目標化は困難であると考えてございます。そのため、より多くの意見を収集するための機会の提供の数、あるいはそれらの満足度を指標に設定してございます。

10件目は、リスクコミュニケーションを強化し、行政、事業者、消費者の情報や意見の交換を活発に行い、食の安全安心に対して協力して課題解決を進めて欲しいというご意見でした。県といたしましては、県民参加による食の安全安心確保が重要と認識しており、第5期基本計画において、適切なリスクコミュニケーションを実施できるよう、県民アンケートなどにより、県民ニーズを把握し、課題解決を図ってまいります。

4ページ目の11件目から20件目までは、ただ今説明いたしました1件目から10件目までと同じご意見でございますので、説明の方は省略させていただきます。以上、パブリックコメントに対する県の考え方を説明

させていただきました。

続けて、資料3をご覧ください。前回の会議におきまして、基本計画及び推進会議の在り方について、委員の皆様から資料に記載されたご意見を頂戴したところでございます。第5期基本計画の在り方にも関わる事項でございますので、合わせてご説明させていただきます。

1「第2回推進会議でのご意見とそれを踏まえた今後の進め方（案）」をご覧ください。いただいたご意見は大きく分けて3つございました。

ご意見の1つ目は、「個別計画の進行管理は各部局で実施しているため、基本を抑えながら重複を省くなどの効率化を図ること」でございました。この意見に対する事務局の案でございますが、第5期基本計画の評価は、推進会議による評価から、県による自己評価に変えまして、計画期間の5年間、毎年度公表いたします。自己評価結果については、周知を図り、県民の皆様の意見を聞くことを目的といたしまして、県民アンケートを実施いたします。基本計画については、今後、食品の産地偽装など、重大な危機管理事案が発生した際などに策定いたします。なお、みやぎ食の安全安心推進条例に計画の策定のことが規定されてございますので、当該部分の条例改正を予定しております。施策の実施状況につきましては、条例の改正を行った場合でも、引き続き公表を継続する予定でございます。

ご意見の2つ目は、「食の安全安心については、様々な情報を常に県民の皆様に伝えること」です。事務局案といたしましては、ホームページにおける各種公表に加えまして、ポケットサインあるいはSNSなど、様々な媒体を積極的に活用することで、県民の皆様に向けて一層の情報発信を行ってまいります。

ご意見の3つ目は、「推進会議の運営方法等については効率化を図ること」です。事務局案といたしましては、現在、常設の会議として2年間の任期で委員を任命し、年に3から4回ほど会議を対面で開催してございます。今後は、計画策定期など、その都度、委員を任命し、会議を開催したいと考えてございます。なお、こちらも先ほどの条例に規定されてございますので、当該箇所の条例改正を検討しているという状況でございます。具体的な内容につきましては、表の方をご覧いただきたいと思います。大きく基本計画と推進会議に分類しました。県民アンケートの結果も踏まえまして検討いたしました。

まず基本計画につきましては、これまでご説明した通り、県庁内の各部局の計画のうち、食の安全安心に関する施策を抜き出してパッケージングしたこと。それらの施策につきましては、それぞれの個別計画においても、県議会あるいはそれぞれの審議会でご評価いただいているということを踏まえまして、効率化の観点から検討いたしました。項目「計画策定」については、第5期基本計画は今後5年間推進してまいりますが、それ以降につきましては、個別計画をパッケージングする今の形ではなく、県民アンケートの結果を踏まえ、個別計画では対応しきれない重大な危機管理事案が発生した時などに策定することといたします。次に「施策実施状況評価」につきましては、これまで委員の皆様に評価いただいたものを、県において自己評価を行う形に変えたいと考えております。次に「公表方法」につきましては、従来県のホームページにのみ公表していたものを、ポケットサインを活用した県民アンケートの中でも示していくことで、より多くの県民の皆様に周知することが可能になると考えております。

続きまして推進会議のうち「開催方法」についてですが、現在このように対面で開催しておりますが、議題の内容を考慮いたしまして、対面、もしくは書面で実施したいと考えてございます。次に「委員の任期と開催目的」についてでございます。みやぎ食の安全安心推進条例では、推進会議の目的を「知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議する」と規定されているところでございます。一方、現行では諮問の有無に関わらず2年の任期とし、任期満了の都度改選しておりますが、今後は委員の任期を諮問案件が発

生した都度任命するとともに、推進会議の開催目的も諮問案件に対して開催するものと変更することで、推進会議の役割を明確化したいと考えております。なお、今後の諮問案件ですけれども、先ほどもお話ししましたが、重大な危機管理事案が発生した際の基本計画の策定などを想定しております。

次に「県民意見」についてですが、基本計画、施策実施状況評価と同様に、ポケットサインを活用した県民アンケートを継続していくことで、現在約70万人いるアプリを利用する県民の皆様から、より多くのご意見をいただくスキームを構築してまいりたいと考えてございます。なお、今年度試行的に実施しました県民アンケートでは、これまでの30倍ほどになる約1万9000人の県民の方々から、若年層から高齢層まで幅広い世代からご回答を頂戴いたしました。県民のニーズの把握に高い効果があるものと考えてございます。

裏面の方ご覧いただきたいと思います。推進会議開催スケジュール（案）をご説明させていただきます。次の第4回推進会議につきましては、令和7年度施策実施状況の中間報告を行う予定としております。こちらにつきましては報告事項のみでございますので、2月に書面開催とさせていただきたいと考えてございます。来年度の予定を合わせて説明いたします。

令和8年度第1回目につきましては、令和7年度施策実施状況報告（自己評価）及び第4期基本計画総評（自己評価）案に対する意見照会といった議題を考えてございます。我々の自己評価したものをお報告し、一定期間、十分な期間を取りましてご確認をいただいた後に、皆様のご意見を令和8年度第2回の会議でいただくこととしております。第1回目の会議につきましては、書面とさせていただきたいと思います。

次に第2回目の会議でございますけれども、ただ今申し上げました通り、令和7年度施策実施状況報告（自己評価）及び第4期基本計画の総評（自己評価）案に対する皆様からの意見を公表する場と考えておりますで、8月下旬頃に対面での開催を予定しております。なお、令和8年度第2回推進会議をもって、第4期基本計画の評価が完結し、合わせまして皆様の任期も満了となります。それ以降の第5期基本計画につきましては、県が主体となりまして施策評価等を実施することとし、毎年11月頃を目途に公表することに合わせまして、県民アンケートを実施し、その内容を県民の皆様にも広く周知してまいります。

第5期基本計画の終期以降、つまり令和14年度以降につきましては、計画の有無に関わらず、継続して政策の実施状況を公表していく他、重大な危機管理事案が発生した際などには、改めて委員を任命し、基本計画の策定などについて諮問させていただきたいと考えております。以上、第5期基本計画（最終案）とパブリックコメントに対する県の考え方、基本計画の策定と進行管理を合わせてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

（議事進行）西川会長

ただいま課長より、第一に食の安全安心推進基本計画（第5期）の最終案、第二にパブリックコメントとの考え方、第三に基本計画の策定及び効率的な進行管理について説明がありました。

まず、前回の会議で承認いただいた中間案につきましては、県議会へ報告を行い、併せてパブリックコメントを実施いたしました。それに対する意見も県から提出されております。内容的には中間案から大きな変更はなく、一部体裁等を整えたうえで最終案としたものでございます。

次に、資料3について申し上げます。前回の会議で問題提起がありましたとおり、重複している部分が多く見受けられるため、その削減を図り、基本計画の進行管理の効率化を目指すことになりました。これに加え、県民への十分な情報発信を継続すること、そして推進会議の効率的な開催を行うこと、この三点について、県から具体的な実施案が示されております。

基本計画につきましては、先ほど説明がありましたとおり、各部局から計画が提出され、その中から食に関する部分を抽出し、パッケージ化して示しております。今後は、重大な危機管理事案が発生した際に計画を策定する方式へ変更したいとのことであり、これは危機発生時の不安払拭という県民のニーズにも合致するものと考えられます。

情報発信については、ポケットサインの活用を進める方針であり、県民アンケートについても一定の実績が得られたことから、実効性の高い手法として今後導入したいとのことです。

また、意見の第三点にありましたとおり、これまで常設していた推進会議については、諮問の都度委員を任命する方式へ変更したいとのことです。ただし、重大な危機管理事案が発生した場合には、基本計画の策定を含め、高度な専門性を維持しつつ効率的に運営していく方針であります。

施策実施状況の評価については、変更案では推進会議による評価から県民による自己評価へ移行することになります。来年8月をもって我々の任期が終了し、一旦推進会議から手を離れることになりますが、引き続き県民アンケートを実施し、県民の皆様から施策に対する意見を県へ伝える仕組みに変更されます。この点についても、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

以上、三点についてご説明いたしました。まずは第5期基本計画に関するご意見、併せて進行管理等についてもご意見を賜りたく存じます。忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、最初に基本計画の最終案についてご意見をお願い申し上げます。パブリックコメントに対する県の意見も含めてご覧いただければと存じます。前回の会議で本案については承認をいただいておりますが、パブリックコメントを踏まえ若干の修正を加えたものであり、内容はほぼ同様でございます。ご意見があればお伺いしたいと存じます。

——木村委員、お願ひいたします。

(木村委員)

木村と申します。よろしくお願ひいたします。

パブリックコメントの中で、県から「食の安全安心に関する考え方にはらつきがある」との指摘が記載されております。確かに、年代によってそのような差異が見られるのではないかと考えております。若い世代の考え方と私たちの世代の考え方には、安全・安心に対する認識に違いがあると感じることがあります。例えば、牛乳の消費期限が1日過ぎただけでも「飲んではいけない」と子どもは言いますが、私は「大丈夫だ」と答えることがあります。このように、世代間で安全安心に対する考え方方が異なるのだと改めて感じております。

次に、ポケットサインによる情報発信について申し上げます。先日、70代以上、85歳以上の後期高齢者の方々との集まりがありました。その場で、80歳を超える方々もスマートフォンを取り出し、ポケットサインを利用している様子が見られました。ただし、それはポイントを受け取るために導入したものであり、それ以上の活用方法については理解されていないようでした。私自身もポケットサインを利用してますが、アンケート等の機能についてはあまり活用せず、目にもそのまま通り過ぎてしまうことが多いのが現状です。

したがって、せっかく高齢の方々もスマートフォンを利用する時代になっているのですから、その方々にもより深く活用していただき、食の安全安心に関する情報を学んでいただくことも有効ではないかと考えております。

以上です。

(食と暮らしの安全推進課)

ライフステージで考え方方が違うという話でございましたけれども、これは、消費者の方向けの勉強会などもやっておりますので、引き続き実施してまいりたいと思います。ポケットサインに関しましては、その防災の関係も含めて非常に大事なツールでございます。ただ一方で、分かりにくいという部分もありますので、県政だよりにポケットサインの関係の話とかよく広報の方で載せていますが、そういう高齢者の目線でも、より分かりやすいようにしていくのが大事だと思いますので、ご意見どうもありがとうございます。

(議事進行) 西川会長

確かに木村委員のおっしゃるとおりで、まず若い世代と、私自身も高齢者ですが、その意識には大きな違いがあると感じております。いわゆるリスクコミュニケーションの観点からも、情報を正確に伝えることが重要であり、消費期限等に関する正しい知識が十分に浸透していない点は大きな課題であると考えます。その点については、県としても確実に周知していただきたいと存じます。

また、ポケットサインにつきましても、委員がおっしゃったとおり、最終的にポイントが付与されるため、多くの方が熱心に利用されている一方、その後は閲覧されない方も少なくないように見受けられます。その点については、県政だよりの発信はもちろん重要ですが、常時ホームページ等も活用し、幅広く情報発信を行つていただきたいと考えております。今後とも適切な情報提供をお願い申し上げます。

その他、ご意見はいかがでしょうか。——門脇委員、お願いいいたします。

(門脇委員)

計画の中に、農政部の「なりわい課」の表記がございますが、施策の中に「なりわい課」という名前が出ておりません。どういった形で「なりわい課」施策に紐づいているのか教えていただきたいと思います。

(食と暮らしの安全推進課)

農山漁村なりわい課は農政部にございまして、昨年までは関係があまりなかったのですが、今年度から、ジビ工関係の、放射性物質検査をやっておりまして、その関係で担当するかということで出ております。

これまで環境生活部の自然保護課で野生動物の関係、イノシシとか鹿とかの放射性物質の関係やっておりましたが、食用のイノシシ等、いわゆるジビ工に関しては、なりわい課の方で担当するということでございます。

(議事進行) 西川会長

——石川委員、お願いいいたします。

(石川委員)

今回の最終案を拝見いたしました。まず一点、2ページに記載されている「基本計画と各計画との関連イメージ」につきましては非常に分かりやすく、前回の資料にはなかったように記憶しておりますが、理解を深める上で大変有用であり、良い工夫であると感じております。

次に、消費者の立場から申し上げます。現在、日本で流通している食品が必ずしも安全ではないという認識を持っているわけではありません。しかしながら、消費者が安心して「選択できるか」となると、そこには

若干の差異があるように思われます。先ほど木村委員からもご指摘がありましたとおり、年代によって食の安全に対する考え方は大きく異なると私も考えております。特に、物価高騰により米をはじめとする食品価格が上昇している状況において、消費者がどのような視点で食品を選択するか、その「選ぶ目」が重要になっていきます。

私自身は高齢ですが、子育てをしていた頃には「とにかく安全なものを食べさせたい」という思いから、食品表示をよく確認することが習慣となっていました。しかし現在子育てをされている方々は、栄養価を重視し、子どもの成長に必要なものをしっかり与えることが重要視されているように見受けられます。その結果、食品に何が含まれているか、どこから供給されているかといった点がやや軽視されつつあるのではないかと感じております。

消費者にとって食品表示は、その食品に何が含まれ、どこから供給されているかを知るための最低限の情報源です。本来であれば、そこからさらにホームページを参照したり、生産地や製造過程を調べたりすることが望ましいのですが、現状ではなかなかそこまで到達できていないのが実情です。したがって、販売者や生産者の皆様のご努力もあるかと存じますが、消費者に確実に伝わる形で広報を行っていただきたいと考えております。

食品表示は、消費者が何を選択するかという権利の入り口であると考えております。今後ともこの点について、充実した取り組みをお願い申し上げます。以上です。

(食と暮らしの安全推進課)

まず、基本計画でも特に気にしましたのは、まず安全と安心ということであって、まず安全に関しましては、我々の方で各種法令などに基づきまして、検査をしたり、立入調査をしたりということで、少なくとも安全なものが生産され消費されるように対応しております。今後も継続していきたいと考えます。安心の部分は非常に難しく、年代もそうですし、考え方、子育てをされている世代など、色々な考え方ございます。正しい知識が非常に大事だと思いますので、引き続きしっかりと普及啓発していきたいと考えます。表示に関しましては、法律で決まっている部分はしっかりと事業者の皆様にも守っていただきたいと思いますので、そちらの監視指導についても今後も注力していきます。あとは県民の方が何か気になる点がございましたら、食品表示 110 番等もございますので、そういう部分も活用していければと思います。そういう制度の周知も引き続き取り組んでまいりたいと考えます。

(議事進行) 西川会長

よろしいでしょうか。石川委員のおっしゃることもよく理解できます。行政サイドのみならず、民間、例えば流通業者や量販店なども含め、さまざまな立場から食の安全について消費者に説明を行っているものと考えます。したがって、行政からだけでなく、民間からも食の安全・安心に関する啓発活動を今後とも積極的に実施していただきたいと強く思うところであります。ありがとうございます。

その他、ご意見はいかがでしょうか。——鈴木委員、お願いいいたします。

(鈴木委員)

本日は最終的な資料の提示ということで、従来の流れを十分に皆様で検討いただいたものと認識しております。まずは御礼申し上げます。私は途中から参加した立場であり、食品産業の視点から今後に関わる部分につ

いて申し上げたいと思います。

例えば、気候変動の影響に加え、世界的な紛争が依然として続いている、コストが大幅に上昇しております。直近3~4年において物価が上昇している具体例を挙げますと、私は味噌・醤油業を営んでおりますが、大豆の価格が上昇しております。昨年の「令和の米騒動」と呼ばれる事象では、米の価格が2倍以上に高騰いたしました。さらに最近では、生姜が西日本で収穫できず、西日本の調味料メーカー等が東日本に買い付けに来た結果、相場が急騰する事態が発生しました。また、柑橘類のカボスや柚についても高温の影響で収穫ができず、同様の現象が起きております。その隙を突いて、隣国から安価な品が流入する状況も見られます。

この計画には、隣国からの輸入品に対する防衛的な要素は含まれていないように思われます。醤油業界においては、中国の年商5,000億円規模の醤油メーカーが、中国経済の不振を理由に世界市場へ進出し、今年春頃から非常に安価な醤油を販売している事例もございます。さらに、食品業界全般においては、ビタミンCを国内で製造している企業が既に存在しないという事実もございます。その結果、品質の良いものもそうでないものも次々と流入している状況です。醤油業界としてはJAS規格があり、海外からの製品を防衛する役割を担うものではありませんが、どのように対応していくかについて業界全体で取り組んでいるところであります。味噌業界も同様であります。

繰り返しになりますが、私は途中から参加した立場でございます。みやぎ食の安全安心推進という観点から考えますと、気候変動や海外からの輸入品に対して、先ほど委員からもご指摘のあった「安心・安全」の視点を踏まえ、今後はその要素を計画に組み込む必要があるのではないかと、本日の会議に参加して改めて感じた次第です。前置きが長くなりましたが、以上の点を今後の検討材料として取り入れていただければ幸いです。以上です。

(議事進行) 西川会長

輸入食品については、国において監視体制が整備され、防衛的な観点から対応がなされていると認識しております。県もその一端を担っていると考えますので、行政、国、県、市町村が一体となって総合的に対策を講じているものと思います。したがって、今回の計画・基本方針については、あくまで県の枠組みの中での取組であるという点をご理解いただきたいと考えております。その点につきまして、課長のご見解を伺いたいと思います。

(食と暮らしの安全推進課)

私どもの所管は食品検査の部分でございます。海外から輸入される食品につきましては、残留農薬や着色料など、各種農薬関連の基準に問題がないことを確認しているところでございます。

(農政部)

輸入食品に関する検査、水際対策については既にご説明申し上げました。県の政策としても、国の食料安全保障の観点は極めて重要であると認識しております。農政部においても「食と農の県民条例」に基づき、県民基本計画を定めておりますが、日本全体として食料自給率を高めていくことは国が取り組んでいる重要課題であり、県としてもその視点を踏まえ施策を展開しているところでございます。

私どもの「安全・安心」に関する考え方の範囲は、衛生基準に関する各種法令の基準に加え、安心の観点をどこまで含めるかという点にあります。今回の計画には食料自給率のような要素までは含めておりませんが、

県庁全体の取組の中では当然必要な課題であると認識し、施策展開を進めてまいりたいと考えております。その点につきましてはご理解を賜れれば幸いです。

(議事進行) 西川会長

まず、最終案につきましては、これまでにご質問等も出されたかと思いますが、よろしいでしょうか。後ほど改めて審議いたしますが、現時点では特段のご意見はないということで承知いたしました。 それでは、資料3「基本計画の策定と効果的な進行管理」について、ご意見をいただきたいと思います。——阿部委員、お願いいいたします。

(阿部委員)

最終案につきましては、非常に優れた内容であると拝読いたしました。一消費者としてこの計画に関わることができたことを、大変誇りに思っております。次に、用語の意味合いについて伺いたい点がございます。まず「重大な危機管理事案」とは、具体的にどのような事案を想定しているのかという点が一点目です。さらに、変更後において、私ども消費者代表は推進会議に参加しておりますが、消費者としての意見が、例えばポケットサインを活用した県民アンケートに限定されるのか、あるいは必要に応じて会議を開催し、消費者代表委員を選出する形を想定しているのか、その範囲について計画上どのように考えられているのかを伺いたいと思います。

(食と暮らしの安全推進課)

「重大な危機管理事案」についてのご質問でございます。各部局においては、それぞれ危機を想定したマニュアルを整備しております。例えば、鳥インフルエンザの発生などがございます。現時点で我々が想定しているのは、食品偽装表示が広範囲に発生した場合や、昨今大阪で発生した紅麹の事案のように、通常は想定していない事象でございます。また、情報収集についてはポケットサインに限定するものではなく、SNS を含む様々な媒体を活用することを考えております。会議体につきましては、重大な危機管理事案が発生した際に基本計画を策定することを想定しており、常設の会議体は現時点では検討しておりません。ただし、食のモニターリング制度は維持し、そこからの意見も反映してまいります。

(議事進行) 西川会長

今のご説明では、委員の構成についてのご質問に関連する部分があるかと思います。重大な危機管理事案が発生した際に策定される委員会に、消費者団体の代表が含まれるのかどうかという点も含めてのご質問であったと理解いたしました。その点については、まだ十分に決定されていない部分もあるということでしょうか。

(食と暮らしの安全推進課)

事案の内容によるものと考えておりますが、特定の立場を排除するものではございません。事案に応じて関係者の意見を反映し、各種団体の声も吸い上げていきたいと考えております。

(議事進行) 西川会長

分かりました。その他いかがでしょう。——伊藤委員どうぞ。

(伊藤委員)

伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。変更案において、基本計画の施策実施状況について、従来は推進会議による評価でしたが、今後は県による自己評価とされています。推進会議は学識経験者、生産者、事業者の方々によるバランスの取れた評価であったと理解しておりますが、県による自己評価は具体的にどのような方法で実施されるのか伺いたいと思います。

(食と暮らしの安全推進課)

各種目標値に関して、進捗状況や達成の有無については、我々の側でも評価可能と考えております。自己評価において甘い評価を行うのではなく、客観的な評価を行う方針です。また、県民の皆様から「そうではない」というご意見をいただくことも重要であり、そのような意見を積極的に受け止めたいと考えております。

(氏家委員)

私も自己評価の点が気になっております。現在、多くの組織では自己評価ではなく外部評価を導入する傾向が強まっており、逆行しているように感じました。目標や計画を立てる際に自己評価は当然必要ですが、外部に問うことも重要であると考えます。その点で県民アンケート、ポケットサインの活用が想定されていると思います。今朝、武田鉄矢氏がラジオ番組で「高齢者は切り捨てられている」と発言していました。確かに便利な仕組みではありますが、若い世代に有利な方向へ社会が進んでいる中で、高齢者が意見を言いにくくなり、思っていても表明しづらい状況があると感じました。若い世代の意見も重要ですが、忙しさのために十分に考える余裕がない場合もあります。一方で高齢者は余裕を持って物事を総合的に捉えることができ、その意見には重みがあると考えます。ポケットサインの利用者数は魅力的な指標ではありますが、外部評価の観点から推進会議のような仕組みを残すことも検討いただきたかったと思います。

この推進会議については、前回、効率性や重複の問題が指摘されました。私自身もその後深く考えましたが、各部署が管轄する分野について検討することは基本である一方、この会議は縦糸に対して横糸の役割を果たし、布を織り上げるようなイメージで全体を支えるものだと思います。重複があっても視点が異なるため、重要な役割を果たしていると考えます。文書で意見を求められる場合、自分の意見のみを書きがちですが、会議の場では他者の意見を聞き、自ら考え直し、意見を出し合うという相互に刺激し合う場となります。その意味でも会議は大切であると感じます。

効率性の観点からすれば、私の意見は軽視されるかもしれません。しかし、食は人間の生命を維持するための基本であり、極めて重要な分野です。効率性よりも丁寧に検討していただきたいと申し上げます。以上です。

(環境生活部)

ご指摘いただいた点は大きく二つございます。第一に「自己評価」についてですが、表現上誤解を招き、説明が不足していた部分がございました。県庁で実施されているすべての計画や政策には、それぞれ審議会が設置されており、そこには業界代表のみならず、各立場の方々が委員として参加されています。県全体としては「政策評価」という制度があり、その評価結果についても委員の方々からご意見をいただいております。その政策評価の結果を、食の安全安心基本計画においても同様に反映し、評価結果を記載するというのが我々の内部作業でございます。したがって「自己評価」と表現しておりますが、実際には県の政策評価の状況を改め

て示し、取りまとめ、公表するものであり、自己評価のみで完結しているわけではありません。これが一点目です。

第二に、ご高齢の方々の意見表明の場が電子ツール（ポケットサイン等）だけでは不十分ではないかという点についてです。確かにその点は考慮すべきであり、様々な場面で評価結果をお知らせする必要があると認識しております。県政だよりをはじめ、複数の情報ツールを活用し、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

推進会議は、生産者、学識経験者、消費者の方々が一堂に会する貴重な場であり、今後も継続していく必要性を強く感じております。ただし、従来の評価方法では、政策評価で既に実施したもの改めて皆様に採点いただくこととなり、ご負担をおかけするとともに効率性に欠ける面がございました。その問題意識から、今回の提案をさせていただいた次第です。

(石川委員)

私もこの会議に参加してから1年余りが経過いたしました。審議会が各部局や政策ごとにどのように構成されているかは存じ上げませんが、本審議会は、説明にありましたように、各立場の方々から幅広い意見を伺うことができる大変有意義な場であると感じております。推進会議の構成により、他の場では得られない分かりやすさや意見の言いやすさがございました。

消費者の意見を取り入れる場があることは非常に重要であり、私自身も他の場に参加することがあります。このように各立場の意見を尊重し合い、一つの方向性を作り上げていく会議体は、今後どのような形になるかは分かりませんが、増えていくことが望ましいと考えます。消費者施策の推進という大きな視点から見ても、このような場の存在は大変意義深いものと感じております。以上です。

(環境生活部長)

ご意見を承りました。審議会の委員としてお願いする形が良いのか、あるいは会議等でお集まりいただく形が良いのか、どのような方法で皆様に情報を伝えするのが適切かについて、本日のご意見を踏まえ、改めて検討させていただきます。少なくとも現行計画の5年間の実施状況につきましては、皆様にはお手数をおかけいたしますが、これまで同様、書面でお送りし、確実に結果をご覧いただけるようにしたいと考えております。その上で、対面での集まりの機会が必要であるとのご意見もございましたので、その点についてもどのような形が望ましいか検討させていただきたいと存じます。

(議事進行) 西川会長

——木村委員、お願いいいたします。

(木村委員)

ここに「基本計画の期間」として令和8年度から令和12年度までの5年間とする旨が記載されています。また、食の安全安心確保に関わる生産者、事業者、消費者、行政の役割についても示されています。私の住む小さな町では、生産者や事業者の方々が安全な食を提供する取り組みを行っています。港町であるため、魚を題材に、小学生や中学生と一緒に魚をさばき、「この魚はこうして調理する」「刺身用ではない」といった教育活動を行っています。さらに、地域では高齢者が小さな畑でじゃがいもやさつまいもを育て、焼き芋大会を開催するなどの活動も行われています。こうした取り組みを通じて、正しい知識の習得につながっていると感

じております。

(議事進行) 西川会長

おっしゃるとおりだと思います。そのような活動は県だけでなく、市町村でも広く行われているのではないかと考えます。ありがとうございます。

(農政部)

県では、先ほども申し上げましたとおり、「食と農の県民条例基本計画」の中間見直しを進めております。昨日も委員の方々にご審議いただきながら策定を進めているところです。その中で、基本施策の第一に「県民による豊かな宮城の食への理解と地消の推進」を掲げてあります。具体的には、学校給食における地場産品の利用促進や、消費者視点での食材利用の推進を進めております。農政部の所管事項ではありますが、最優先課題として県民の皆様に豊かな食を届け、理解を促進することを目指しております。この件については、来週、産業振興審議会において最終案をご審議いただく予定となっております。

(議事進行) 西川会長

よろしいでしょうか。それでは、先ほど部長からもご意見をいただきましたので、まずは今回の主な目的である「食の安全安心基本計画（第5期）」の最終案について審議を進めます。もう一つの資料3「基本計画の策定と効果的な進行管理」については、事務局でさらに検討を行うとのことでしたので、今回審議するのは基本計画の最終案についていたします。皆様、この最終案について、このまま進めることでよろしいでしょうか。

～異議なし～

(議事進行) 西川会長

それでは、基本計画についてはお認めいただいたということで、進めていきたいと思います。

(環境生活部長)

もし可能でしたら、今後の進め方について、事務局で一旦対案作成させていただいて、会長と少しご相談させていただければと思います。その上で、もし差し支えなければ、会長にご一任いただくなどということをしていただければ、今後の運営の部分、大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

(議事進行) 西川会長

皆様それでもよろしいですか。もちろんやり取りの内容については、委員の皆様にしっかりとお伝えするということをしないといけないと思います。任期がまだ来年8月までありますので、皆様と一緒に考えていくことになるかと思いますが、そのような形でよろしいですか。

～異議なし～

(議事進行) 西川会長

それでは、そのようにさせていただきます。まず、基本計画の最終案についてはお認めいただきましたので、これは答申にかけるという形で進めます。では、これで議題（イ）「食の安全安心推進基本計画（第5期）（最終案）について」は終了します。ここで一旦進行を事務局にお返しいたします。

（議事進行）司会

それでは一旦進行を預からせていただきます。議事の答申に移ります。西川会長から末永部長に答申書をお渡しいただきたいと思います。西川会長と末永部長におかれましては、あちらの事務局員が立っております場所に移動をお願いいたします。

～移動～

（西川会長）

食の安全安心推進計画（第5期）についての答申をいたします。令和7年2月4日付け職倉第330号で諮問になりましたこの件については、案通り差し支えございませんので、よろしくお願ひいたします。

（環境生活部長）

承知いたしました。しっかり推進させていただきます。ありがとうございました。

（議事進行）司会

ありがとうございました。以上をもちまして答申書の授与を終了いたします。再び進行を議長にお渡しいたします。

～移動～

（議事進行）西川会長

それでは、議事の（3）報告に移ります。食品に係る放射性物質検査結果について、事務局から説明お願いいたします。

（食と暮らしの安全推進課）

報告といたしまして、食品にかかる放射性物質結果につきまして、検査結果をご報告いたします。資料4をご覧ください。資料4でございます。着座にて失礼いたします。

令和7年4月から10月までの検査結果でございます。こちらの資料でございますが、県の関係部局の各々で実施しております放射性物質検査のうち、食品に関する検査の結果を取りまとめた資料となります。資料上段、表の食品の放射性検査結果の概要をご覧ください。令和7年度の検査状況は、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉、流通食品、県民持ち込み物を合わせ、4月1日から10月31日までに合計1万1584点を検査しております。このうち、基準値を超過したものは合計26点ございまして、これらは下段の表に記載の通り、全量検査の対象となっている食用の野生鳥獣肉、あるいは出荷制限地域における林産物のモニタリングを目的とした検査の結果によるものでございます。基準値を超過したものは全て廃棄されており、市場には

流通しておりません。

検査の結果の詳細でございますけれど、宮城原子力情報ステーションにて品目に公表しております。

以上でございます。

(議事進行) 西川会長

ただいま、事務局からの説明に対しまして、何かご意見とかご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしよう。

(質疑なし)

それでは、これで議事(3)「報告」を終了します。次第では(4)「その他」がございますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

本日は特にございません。

(議事進行) 西川会長

分かりました。委員の皆様から何かご意見あればお受けしたいと思いますがいかがでしよう。

——立花委員どうぞ。

(立花委員)

宮城県漁協の立花でございます。現在、生産者団体として牡蠣の最盛期を迎えております。今年は例年より約1か月遅れ、先月27日に生食用牡蠣の初出荷を行い、現在も生産に尽力しているところでございます。出荷に際しては、衛生管理を徹底し、浄化設備や検査体制を整えております。その一環としてノロウイルス検査を毎週実施しており、31の漁場で週1回検査を行い、陽性・陰性の結果に基づき、生食用または加熱用として分別し販売しております。

判定方法について申し上げます。以前は漁場ごとの判定を行っておりましたが、震災後は34の海域に区分し、各海域に複数の定点検査を設けております。定点は2か所から多い場合で5か所程度設置されており、現在の判定方法では、1か所でも陽性反応が出れば、その海域全体を陽性と判定し、生食用としての出荷ができる仕組みとなっております。松島では5か所、気仙沼海域では4か所、その他は2~3か所の定点が設けられておりますが、1点でも陽性が出れば海域全体が対象外となります。

この判定方法については疑惑があり、生産者のみならず漁協としても見直しを求めております。震災後に海域判定へ移行した経緯は、終末処理場が全て被災し、インフラが整っていなかったため、より厳格な基準を設けたことによります。当時は12月から1月にかけて定点を倍増し、安全性を確認しながら対応していた経緯もございます。しかし現在はインフラ整備も完了していることから、震災前の検査体制に戻すことができないかと考えております。現在、関係機関を通じて意見交換を行っているところであり、関係部署におかれても対応の検討をお願いしたいと考えております。

(食と暮らしの安全推進課)

ご意見を承りました。現在、水産林政部と当課においてご相談をいただいており、調整中でございます。そのため、現時点での具体的な回答はございません。

(西川会長)

従前の体制に戻すことが可能かというご意見であり、現在検討いただいているものと理解いたしました。副部長もその認識でよろしいですね。

(水産林政部)

水産林政部の佐藤でございます。ご説明のとおり、震災後、沿岸部の状況は大きく変化しております。例えば、集落がなくなった浜も多く、高台に浄化設備を整え、少数の住民が生活している地域もございます。こうした状況を踏まえ、震災後に設定した各種取り決めを見直すことは、今回のご指摘に限らず必要であると考えております。今後も関係部署と連携しながら、引き続き検討・対応を進めてまいりたいと存じます。

(議事進行) 西川会長

よろしくお願いします。その他いかがでしょう。

(質疑なし)

(議事進行) 西川会長

それでは、これで本日の議事の一切を終了したいと思います。進行役を事務局にお返しいたします。

(閉会)

委員の皆様、活発なご議論をありがとうございました。次回会議につきましては、本日ご説明させていただきました通り、2月に開催を予定しておりますので追ってご連絡を差し上げたいと思います。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。